

浄化槽工事の基準および実績報告書の添付写真撮影時のお願い

工事の基準

- ・浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に基づいて工事を行うこと

写真撮影時のお願い

1. 浄化槽設備士が実地に監督していることが確認できる写真

- ・全景と浄化槽設備士、浄化槽工事業者登録票、工事名の書かれている黒板又はホワイトボードが同一写真内にあること

2. 浄化槽全体の写真

- ・本体に明記されているメーカー、型式、人槽等が確認できるもの

3. 基礎工事の状況を示す写真

- ・掘削完了（掘削深が分かるようにする）
- ・湧き水が出たらカマ場にて水中ポンプを使用している状況
- ・基礎砕石転圧完了（栗石地業の実施、長さ、幅、厚さが分かるようにする）
- ・基礎コンクリート（水平、長さ、幅、厚さが分かるようにする）

4. 据付工事の状況を示す写真

- ・保安工事（矢板など地盤の崩壊を防止する必要がある場合）
- ・浄化槽本体設置（水準器で水平を確認している所が分かるようにする）
- ・埋め戻し工事（埋め戻し、転圧状況が分かるようにする）
- ・埋め戻し完了

5. かさ上げ状況を示す写真

- ・かさ上げ工事（高さ30cm以内を明示する）
- ・マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であることが分かるようにする

6. 工事経過写真

- ・導入管、放流管、導入マス、放流マス工事
- ・上部スラブ配筋（スペーサーの設置が確認できるもの、鉄筋の間隔がスケール等で確認できるもの）

- ・ 上部スラブコンクリート（長さ、幅、厚さが確認できるもの）
- ・ ブローアの設置が確認できるもの
- ・ ラベル（型式・認定番号が確認できるもの）
- ・ 着手前、施工中、工事完了

注意事項

- ・ 工事実施に際しては、必ず交付申請書記載の浄化槽設備士が立ち会うこと
- ・ 浄化槽設備士本人の顔、浄化槽工事業者登録票、工事名の看板が判読できるように写真を撮ること
- ・ スケール等の目盛りが見えづらい場合は、近接撮影をするか黒板に記載、もしくは写真帳に文字で記載すること

※写真等に不備がある場合、補助金を交付できないことがあります